



《会計・税務の知識》 ポストコロナの事業再構築補助金

はじめに

新型コロナウイルスへの経済対策として2021年3月に創設された事業再構築補助金は、改定を繰り返し現在第11回まで実施されています。

今回は事業再構築補助金の現在の内容について、過去との比較を交えながら記述します。

1. 事業再構築補助金とは

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の事業再構築を支援する制度です。具体的には、補助対象経費に対し一定の補助金が支給されます。

事業再構築補助金事務局 HP に活用イメージとして「オフィス勤務の方向けの弁当販売を行う事業者が、高齢者向けの食事宅配事業を開始」等が挙げられています。

2. 第1回と現在の比較

<申請枠>

第1回	第11回
①通常枠	①成長枠
②卒業枠	②グリーン成長枠
③グローバルV字回復枠	③卒業促進枠
④緊急事態宣言特別枠	④大規模賃金引上促進枠
	⑤産業構造転換枠
	⑥サプライチェーン強靱化枠
	⑦最低賃金枠
	⑧物価高騰対策・回復再生応援枠

上記図の通り、第11回では申請枠が増加しており、より各社の状況に合わせた申請が可能となっております。以下で基準となる第1回の「通常枠」及び第11回の「成長枠」について比較を深掘していきます。

<申請要件>

下図の通り、第1回では「売上が減少している」という要件がある一方で、第11回では「付加価値を増加させる」計画を立てる旨の要件が設けられています。第1回では新型コロナウイルスの影響により立ち行かなくなった事業を救うという色合いが見て取れ、第11回ではポストコロナでより成長する事業への投資を促進するという意図がみられます。

第1回	第11回
①申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。	①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること
②経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援期間等と共同で策定すること。	②事業計画について認定経営革新等支援機関の確認を受けていること
	③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均4.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること
	④取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属していること
	⑤事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

<補助額及び補助率>

<通常枠・中小企業等の場合>	<成長枠・中小企業等・従業員数21人～50人の場合>
補助金額上限 6,000万円	補助金額上限 4,000万円
補助率 2/3	補助率 1/2

第1回と比較すると予算が削減されていることもあり、補助上限額及び補助率については第11回の方が減少しています。ただし、従業員数や補助率の上乗せ要件があり、上記図以上の補助もあります。

おわりに

事業再構築補助金の採択件数は、第1回の2,866件から始まり、ピークは第5回9,707件で、最後に採択数が公表されている第10回で5,205件です。事業再構築補助金開始当初と比較するとニュースを耳にすることも少なくなった印象ですが、売上減少要件がなくなったことで、以前より申請しやすい会社もあるかと思えます。執筆時点では第12回の公募は出ておりませんが、おそらく行われるだろうとの見方が強く、その動向にも注目したいと思います。

(担当：野村 堯正)